

土浦市立都和中学校「学校いじめ防止基本方針」

(平成31年3月改訂版)

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの定義

いじめとは、「当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法より一部抜粋）をいう。

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校では、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

(3) 学校及び教職員の責務

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

(4) 保護者の責務

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する生徒等がいじめを行うことのないよう、当該生徒等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの未然防止

ア 学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の実情に応じた対策を推進する。

イ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため全ての教育活



動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

ウ 保護者他、地域関係者との連携を図りつつ、いじめ防止フォーラム等、生徒が自主的に行う生徒会活動になるよう支援を行う。

エ いじめの防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として、例えば全校での人権作文への取り組み等を励行する。

② いじめの早期発見のための措置

ア 悩み（いじめ）調査等

いじめ等の悩みを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・生徒対象悩み（いじめ）アンケート調査（記名式） 年3回（7月，11月，2月）
- ・教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査 年3回（7月，11月，2月）
- ・Q-Uテスト 年2回（6月，11月），i-チェック（5月）の実施
- ・都和中地区いじめ発見チェックシートの活用

イ 悩み（いじめ）相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、相談体制の整備を行う。

具体的には、

- ・スクールカウンセラー 1名（毎月1～2回程度）
- ・心の教室相談員 2名（毎週1回ずつ程度）

ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

- ・文科省 国立教育政策研究所『生徒指導支援資料5「いじめに備える」』を用いた校内研修の実施

③ いじめの防止等の対策のための教職員の資質向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する研修を推進する。また、インターネット上のいじめに関しては、パスワード付きのサイトやSNS等を利用する際の情報モラル教育の理解を深め、教職員の資質の向上を図る。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、かつ効果的に対処できるように必要な啓発活動として、情報モラル研修会やケータイ・ネット安全利用教室等を実施する。

(2) いじめの防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

ア いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策会議」を設置する。

＜構成員＞

- ・校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，保健主事，養護教諭，学年主任，

特別支援教育コーディネーター ※以下は、情報提供及び状況に応じて会議に参加
当該事案の担当職員、特別支援学級担任、スクールカウンセラー、
心の教室相談員、家庭児童相談員

<活動>

- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・いじめの防止に関すること。
- ・いじめの事案に対する対応に関すること。
- ・いじめが心身に及ぼす影響や、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

<開催>

毎月1回を定例会とする。ただし、協議すべき事案が発生した場合は、生徒指導主事が調整を図って開催する。

イ 生徒の現状把握や指導の共通理解を図るため、「生徒指導部会」を行う。

<構成員>

- ・校長、教頭、生徒指導主事、不登校支援担当、各学年生徒指導担当、養護教諭

<活動>

- ・問題傾向を有する生徒や不登校傾向の生徒について、現状把握や今後の指導等の情報交換や共通理解。

<開催>

毎週1回を定例会とする。ただし、協議すべき事案が発生した場合は、生徒指導主事が調整を図って開催する。

② いじめへの対処と関係機関等との連携

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ウ いじめを受けた生徒が、安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- エ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、適切にいじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、土浦市教育委員会及び土浦警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、土浦市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 土浦市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な

情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- ① いじめの早期発見のための取り組みに関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。